

### 議事日程第3号

平成26年9月26日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 4件

議案第51号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 工事請負契約の締結について

議案第53号 工事請負契約の締結について

発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書

日程第3 議案の審議及び採決 7件

議案第45号 御嵩町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 御嵩町遺児手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 御嵩町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 工事請負契約の締結について

議案第53号 工事請負契約の締結について

発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 11件

総務建設産業常任委員会付託事件 4件

認定第1号 平成25年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成25年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成25年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第43号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定について

民生文教常任委員会付託事件 7件

認定第2号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

- 認定第4号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第44号 御嵩町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定について  
議案第47号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
議案第48号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
議案第49号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件の調査 2件

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

---

#### 出席議員（11名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	8番 植松康祐	9番 大沢まり子
10番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

#### 欠席議員（1名）

11番 佐谷時繁

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 額額久美
教育長 高木俊朗	総務部長 寺本公行
民生部長 田中康文	建設部長 奥村悟
企画調整 担当参事 葛西孝啓	教育参事兼 学校教育課長 田中秀典
総務防災課長 山田徹	企画課長 各務元規
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 須田和男	亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷和宏
税務課長 若尾要司	住民環境課長 大鋸敏男

保険長寿課長 加藤 暢彦  
農林課長 石原 昭治  
建設課長 伊左次 一郎  
生涯学習課長 田中 宣行

福祉課長 佐久間 英明  
上下水道課長 亀井 孝年  
会計管理者 水野 嘉博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾 昌文

議会事務局書記 渡辺 一直

## 開議の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

なお、佐谷時繁議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

また、ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく  
お願いします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 柳生千明君、6番 山田儀雄君の2名を指名します。

---

## 追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（加藤保郎君）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として付議されました議案第51号から53号までと発議第2号の4件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、追加された付議事件4件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第51号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

おはようございます。

それでは、追加上程させていただきました議案第51号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

追加議案つづりの1ページをお開きください。

昨年の9月議会に上程し、お認めいただきましたみたけ健康館の設置及び管理に関する条例の一部改正の条文の中で誤りがございましたので、今回その部分を訂正させていただくために、追加上程をさせていただきました。

訂正する箇所は、第15条第3項中、「支援センター」とあるところを「みたけ健康館」に改めるというものでございます。

資料つづりその3の1ページ、新旧対照表をごらんください。

第15条につきましては、指定管理者の指定について明記してございます。その中の第3項でございしますが、第3項は、当該施設の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認める者を指定管理者として指定するということが書いてございます。アンダーラインのところをごらんください。みたけ健康館の指定管理者を指定する内容でございますので、ここには当然「みたけ健康館」と記載すべきでございましたが、誤って「支援センター」と記載されておりますので、訂正をお願いするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しますが、既に改正前の条例にて指定管理者を指定してある関係上、経過措置といたしまして、現に改正前のみたけ健康館の設置及び管理に関する条例第15条第3項の規定により、みたけ健康館の指定管理者と指定したものにあっては、改正後のみたけ健康館の設置及び管理に関する条例第15条第3項の規定により、みたけ健康館の指定管理者として指定したものとみなすというみなし規定としております。

以上で、議案第51号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の一部改正をする条例の説明を終わらせていただきます。

御迷惑をおかけいたしました大変申しわけございませんが、御審議のほどよろしく願いをいたします。

#### 議長（加藤保郎君）

議案第52号 工事請負契約の締結について、議案第53号 工事請負契約の締結について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 鍵谷和宏君。

#### 亜炭鉱廃坑対策室長（鍵谷和宏君）

おはようございます。

それでは、追加議案として提出させていただきます議案第52号、議案第53号 工事請負契約の締結について、説明をさせていただきます。

お手元の追加議案つづり2ページ、3ページをお願いいたします。

議案第52号 工事請負契約の締結についてを説明させていただきます。

御嵩町役場、御嵩小学校、向陽中学校において、空洞充填工事を実施する平成26年度南海ト

ラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業第1期防災工事につきまして、工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の方法は、条件つき一般競争入札。契約金額は6億9,876万円です。契約の相手方は、飛島・天野特定建設工事共同企業体です。代表構成員は、飛島建設株式会社名古屋支店支店長 坂晃吉。構成員は、株式会社天野建設となっています。

議案第52号の資料につきましては、お手元の資料つづりその3の2ページから5ページをお願いいたします。工事請負仮契約書の写し、入札執行公表一覧表、工事実施箇所図となっていますので、お目通しをお願いいたします。

次に、議案第53号 工事請負契約の締結についてを説明させていただきます。

比衣地内民間宅地において、空洞充填工事を実施する平成26年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業第2期防災工事につきまして、工事請負契約を締結したいので、同じく議会の議決を求めるものです。

契約の方法は、条件つき一般競争入札。契約金額は25億2,936万円です。契約の相手方は、飛島・大日本土木・御嵩重機特定建設工事共同企業体です。代表構成員は、飛島建設株式会社名古屋支店支店長 坂晃吉。構成員は、大日本土木株式会社と株式会社御嵩重機建設となっています。

議案第53号の資料につきましては、資料つづりその3をお願いいたします。6ページから9ページに同じく工事請負仮契約書などを添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

以上2議案につきまして、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

#### 議長（加藤保郎君）

発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書について、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長 小木曾昌文君。

#### 議会事務局長（小木曾昌文君）

それでは、本日配付しました御嵩町議会第3回定例会追加議案その2のほうをお願いいたします。

1ページをお開きください。

---

#### 発議第2号

「手話言語法」制定を求める意見書

「手話言語法」制定を求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年 9 月26日提出

提出者	御嵩町議会議員	伊 崎 公 介
賛成者	〃	高 山 由 行
賛成者	〃	安 藤 雅 子
賛成者	〃	山 口 政 治

---

2 ページをお願いいたします。

---

### 「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段であり、大切に守られてきた。一方、ろう学校では、手話を使うことが制限されてきた長い歴史がある。

世界に目を向けると、平成18年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」においては、「手話は言語」であることが明記され、また、フィンランドの憲法をはじめ、憲法や法律において手話を言語である旨を規定している例が見られるところである。

我が国においては、平成23年に改正された障害者基本法第3条において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定めている。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務付けている。

これらの理念や制度が、実際の生活に活かされるようにするため、手話が音声言語と対等な言語であることが広く国民に理解され、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、個別法を整備し、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、国におかれては、「手話言語法」を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 9 月26日

岐阜県御嵩町議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

文部科学大臣 殿

以上であります。

**議長（加藤保郎君）**

朗読が終わりましたので、発議第2号について提出者より説明を求めます。

7番 伊崎公介君。

**7番（伊崎公介君）**

それでは、意見書提出に当たって、提出趣旨を述べさせていただきます。

手話は以前より使用されてきているにもかかわらず、法的に手話が言語として認められておらず、そのため聾者にとって不利益をこうむることもあったようです。我が国において、2011年に障害者基本法が改正され、言語には手話を含むとされましたが、次なる一歩として、手話は言語であることを明確にして、実際の生活に生かされるための法整備が必要であると実感しましたので提出しました。

また、我が御嵩町は一時期、情報公開の先駆者と言われた時期もあり、情報公開に漏れがあつてはならないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

**議長（加藤保郎君）**

ここで暫時休憩をします。

再開は9時30分とします。

午前9時16分 休憩

---

午前9時35分 再開

**議長（加藤保郎君）**

休憩を解いて再開します。

本日配付しました委員会付託事件審査報告書に一部誤りがありましたので、事務局に資料を配付させます。差しかえしていただきますよう、お願いします。

[資料配付]

再開します。

---

### 議案の審議及び採決

**議長（加藤保郎君）**

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第45号 御嵩町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につい



てを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9番 大沢まり子さん。

**9番（大沢まり子君）**

開館時間のところなんですけれども、現行は「夏季休業日」というふうにあらわしてあるものが、こちらの新しい形では、「7月21日から8月28日までの間にあっては」というふうに変わっているんですけれども、夏季休業日というのはもうこの日に決まったわけですか。ことしから夏休みというのが7月21日から8月28日になっていますけど、これ毎年この日にちになったわけですか。

**議長（加藤保郎君）**

福祉課長 佐久間英明君。

**福祉課長（佐久間英明君）**

休業日の件ですけれども、現在この日に決まっております。それで、話を聞いたところによりますと、この日が大きく変わる可能性は、今後しばらく変わる可能性はないというふうに、ただ、未来永劫変わらないというものではないとは思いますが、当面変わらないというようなことも聞いておりますので、明確にするために日にちをはっきりここに記載した条例にしました。明確にするという意味でこういうふうにはっきりしました。現在の休業日に合わせてあります。以上です。

**議長（加藤保郎君）**

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号 御嵩町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（加藤保郎君）**

議案第46号 御嵩町遺児手当支給条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号 御嵩町遺児手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（加藤保郎君）**

議案第50号 御嵩町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号 御嵩町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（加藤保郎君）

議案第51号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（加藤保郎君）

議案第52号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（加藤保郎君）

議案第53号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（加藤保郎君）

発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

##### 議長（加藤保郎君）

日程第4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました認定第1号から第6号までと、議案第43号、議案第44号、議案第47号から議案第49号まで、以上11件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました11件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

最初に、総務建設産業常任委員会に付託しました認定第1号 平成25年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成25年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成25年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第43号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定について、以上4件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

**総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）**

御嵩町議会議長 加藤保郎様、総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告をさせていただきます。

第3回定例会の9月11日において本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

審査実施日、平成26年9月19日、金曜日。

審査事件名、認定第1号 平成25年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成25年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成25年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第43号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定について。

審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果を説明する書類、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたかどうか、また効率的な行政運営が図られたか、予算の目的どおり適法・適正になされたか、そしてその成果が達成されたかどうかなどを主眼に審査をいたしました。

新規条例につきましては、町行政施策として適切かつ適正であるかを主眼に審査をしました。

審査の結果、認定第1号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第5号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第6号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。議案第43号については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。以上であります。

**議長（加藤保郎君）**

委員長報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

---

**議長（加藤保郎君）**

認定第1号 平成25年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

**10番（岡本隆子君）**

2点お尋ねをいたします。

1点目ですけれども、これは資料をお願いしておきました一般社団法人充填技術協会の件に

ついてでございますが、これについては、岐阜県内の賛助会員として岐阜県内の自治体が一つも入っていないわけですが、この件について何か審議されたかどうかについて、1点教えてください。

それからもう1点は、これも質問総括のほうで質問をしましたがけれども、景観修景補助金について、これについてどのような審議がされたのかを教えてください。

以上2点、お願いいたします。

#### 議長（加藤保郎君）

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

#### 総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

ただいまの2点質問について、協議の内容等についてお知らせをしたいと思います。

まず、第1点目の充填協会、これは町のほうから賛助会費として5万円支出をしておりますが、賛助会員としてこの充填協会に参画しておるのは、長久手市と御嵩町の2自治体であります。特に御嵩町、また長久手におきましては、亜炭廃坑の問題をともに、共通に抱えたいいわゆる被災当事者としての自治体であります。特に充填協会につきましては、日本充填学会というのは、これは愛知県の名古屋市に学会の本部を持ち、地盤の安定のための地下充填、これは亜炭に限らずその他のものについても、充填手法であるとかいうことも含めて、その資材であるとか材料であるとか、そういうものも含めて、技術開発とそれから地下の地盤安定の研究というものを推進しております。

そういう中で、特にこの充填協会にありましては、私どももこの町で亜炭廃坑等について地下充填という大きな問題を抱えておりますけれども、その技術開発によって、どうか我々の町の地盤安定化のために資するという部分で、一步を踏み出すことが現在できております。したがって、私どもは当委員会としては、この充填協会の会員名簿の提出及び充填手法について、今後、現在の工法以外にいろんな工法の開発というのが当然なされ、かつ費用対効果ということで費用も削減できるような方法というのを研究、対応していくべきだということで、協議をまいりました。そういう意味でこの賛助会員の年間5万円、これはやむを得ないであろうという協議をしてきております。

それから、景観修景補助金、これは主要な施策の成果に関する報告書の17ページのところに出ておるかと思いますが、決算書のページは47ページであります。25年度310万円の費用を捻出しております。これはまちづくり交付金事業ということで、対象は5件ということでこれだけの金額が出ております。当初の計画からしますと、この予算執行についてはかなり額が少ないわけでありましてけれども、これはいわゆる景観修景の応募形式をとっておりますので、該当する申請件数が5件ということでこの金額になっておるといって報告を受けております。これは、

1件当たりマックス130万という補助金の内容で対応したということで、25年度は5件、特に町並みの商店を中心とした申請であったと、それに対して対応したというものであります。

それから、そのときに議論されましたのが、何を目的としてこの景観修景というのをやっておるのかというようなところまで、実は私どもは委員会としては協議をさせていただいております。将来目標をどういうところに設置するのかということも含めて協議はしております。あと、十分な回答になっておるかどうかわかりませんが、そういうところで協議をさせていただいたということを報告させていただきます。以上です。

**議長（加藤保郎君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 平成25年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

---

**議長（加藤保郎君）**

認定第5号 平成25年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号 平成25年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

---

#### 議長（加藤保郎君）

認定第6号 平成25年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号 平成25年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第6号は原案のとおり可決及び認定されました。

---

#### 議長（加藤保郎君）

議案第43号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 高山由行君。

**1 番（高山由行君）**

1 点だけ少しお伺いします。

御嵩町、私たち議員のほうも、いろいろと町のほうに働きかけて、ぜひつくってくれと、御嵩町の廃屋がもう大変なことになっておるといふことで、いろいろと今まで時間をかけてつくっていただきました。その中で、条例の中で行政代執行のほうで、最終的に御嵩町がお金を立てかえて廃屋の解体をするような形として条例はなっておりますが、27年度の予算上、この行政代執行の分はどういうふうな形になるか、御審議されたかお伺いします。

**議長（加藤保郎君）**

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

**総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）**

高山議員の質問に対してお答えをします。

この法律そのものは、27年1月1日から施行するというようになっておりますが、代執行に関しては、これ第11条関係であります。27年4月1日をもって施行していくということで、これは新年度の、27年度の新年度予算の関係に入っておりますので、その辺のところ、今回、委員会として議論させていただいたのは、その辺でとりあえず補正であるとか、そういうような関係の財源措置というのはあり得ないということで処理をさせていただきました。以上であります。

**議長（加藤保郎君）**

ほかに質疑は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

### 議長（加藤保郎君）

続きまして、民生文教常任委員会に付託しました認定第2号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第44号 御嵩町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第47号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第48号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第49号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、以上7件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

### 民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

報告いたします。

御嵩町議会議長 加藤保郎様、民生文教常任委員会委員長 岡本隆子。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

第3回定例会の9月11日において、本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成26年9月17日。

2. 審査事件名、認定第2号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第44号 御嵩町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第47号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第48号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第49号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

3. 審査の経過、決算の審査に当たっては関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する

説明書、主要な施策の成果を説明する書類、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたかどうか、また効率的な行政運営が図られたか、予算の目的どおり適法・適正になされたか、そしてその成果が達成されたかなどを主眼に審査しました。

新規条例については、町行政施策として適切かつ適正であるかを主眼に審査しました。

4. 審査の結果、認定第2号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第3号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第4号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。議案第44号については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第47号については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第48号については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第49号については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。以上です。

**議長（加藤保郎君）**

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに、委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

---

**議長（加藤保郎君）**

認定第2号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

---

議長（加藤保郎君）

認定第3号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

---

議長（加藤保郎君）

認定第4号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決

を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

---

#### 議長（加藤保郎君）

議案第44号 御嵩町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

#### 12番（谷口鈴男君）

1点、どういう協議がされたかということの報告だけで結構ですが、お聞きしたいと思えます。

この条例の第12条においては、法人その他の団体に対する指定管理というものができるといことは条文に出てまいります。これは伏見の児童館の改築に伴った一部併設されるスポーツ施設の施設でありますので、先ほど出ました議案第45号の御嵩町児童館の設置及び管理に関する条例、これとの整合性というものを常に念頭に置いて協議をしていただいたかと思えますが、この議案第45号につきましては、第7条でもって社会福祉法人を法人その他の団体ということで、指定管理の対象として枠を広げていくと。特に、スポーツ施設の原則は第11条で、使用料を無料とすると。ただし、その14条において指定管理者による管理の場合はこの11条の規定は適用しない、すなわち有料の運営ということも可能であるということではありますが、それと同時に、この児童館の関係も45条の条例から見ますと、基本的には児童館は無料ですけれども、指定管理が入った場合にはこれは有料、いわゆる第9条は適用しないと。指定管理による管理の場合は第9条の規定は適用しないという形になっておりますが、この辺も議論というのはどういうふうになされたか。この2つの条例の整合性とあわせて、どんな協議がされたかということだけ報告をしていただければありがたい、そういうふうに思います。

#### 議長（加藤保郎君）

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

#### 民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

この件につきましては、まず、ここを使用料ではなく受講料とした理由について確認しまし

た。それは指定管理で行うことになることもあるので、教室形態で行う場合は有料でもできるが、それ以外は無料ということであります。このスポーツ施設につきましては、みたけ健康館は介護施設であるけれども、この伏見のこのスポーツ施設に関しては、中学生も使えるということで、そういう意味でのスポーツ施設ということであります。

先ほどの児童館の件は付託ではないですけれども、ここの利用料を9条が適用されないという件については、利用料が無料か有料かというところの議論もしたわけですが、ここの児童館のほうは第12条のところで、9条の規定は適用しないとなっていますけれども、その下に児童館の利用料は無料とするということになっていまして、これはスポーツ施設もそうですが、先ほども言ったように、教室形態でそこの指定管理者が行うものについてはお金をとってもいいというふうな話し合いを行いました。

**議長（加藤保郎君）**

そのほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号 御嵩町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（加藤保郎君）**

議案第47号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（加藤保郎君）

議案第48号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。



---

**議長（加藤保郎君）**

議案第49号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

**常任委員会の閉会中の特定事件の調査**

**議長（加藤保郎君）**

日程第5、常任委員会の閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。

総務建設産業常任委員会委員長及び民生文教常任委員会委員長から、所管事務のうち、議会規則第75条の規定によりお手元に配付してあります特定事件の調査について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

## 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（加藤保郎君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

議長（加藤保郎君）

以上で本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

大変長丁場となりました第3回定例会において上程させていただきました議案、そして認定、全て可決をいただきました。ありがとうございました。

ここまでの話なんです、この地域は日本全国においても雨や風の被害が、ことしはまだ起きていません。発生していません。これは運だけだなと思っておりますが、何とかこういう状態でことしを終えることができたかなということを思っております。台風の影響も今後心配はされますけれど、少なくとも御嵩町においては、災害時に万全を期すような体制を整えてまいりますので、議員の皆さんにも御協力をお願いしたいと思いますし、そうした影響が、被害が出ないことを祈るのみであります。

補正予算のほうも、先日通していただきました。個人的に海外旅行も何回か行っておりますけれど、一番プレッシャーのかかっている渡航かなというふうに思っております。ただ私は、常に前向きに物事を考えていきたいというふうに思っておりますので、必ずや何かをつかんでいきたいというふうに思っております。知事と過ごせる時間も多くあるかと思っておりますので、今後の御嵩町と県との関係についても議論をしていきたい、いろんなことを私のほうからもお願いをしていきたいと、そんな時間も多くできたらなということは思っておりますので、どんな手土産があるのかはわかりませんが、ぜひそういう意味では楽しみに報告をお待ちいただきたいなというふうに思います。

私が一番若造でしたので、いろんな方を送らなければいけないという立場でもあります。先般、同志と言える方がお亡くなりになりました。酒屋さんです。ここにおられる議員さんも全く関係ないという話ではありません。御嵩町が産業廃棄物処分場の問題を問題提起したいと我々が言い出したときに、いわゆる陳情とか要望では全く反応がなくても仕方がないということがわかってきました。その中で、議会事務局からいろんなアドバイスをもらって、一住民として請願という方法があるということを見つけてこられました。その方が、我々に説明をしてくれて、初めて、多分いろんな政党からの請願はあったかもしれませんが、御嵩町民の個人の集まりが請願を出したのはそれが初めてだと思います。

また、議員の皆さんも何げなく立て看板を上げておみえになりますが、これも柳川前町長が立候補を受諾していただいたとき、どういう方法で我々は意思表示をするのかということが議論になりました。その中で、1つの目に見える化という意味で、ああした看板、あの大きさなら大丈夫だということ調べてこられた方でもあります。選挙の方法としては、ミニ集会をとにかくたくさんやろうと。いろんな人に、多くなくてもいいから5人、6人の人と多く話をしようという方向性を示してくれたのもその方でもあります。多分、柳川前町長が襲撃を受けた際に、一番責任を感じた町民だったと思います。そういう意味では、御冥福を祈るのみでありませうけれど、一つの事案が起きるときには、必ず根本的な理由がある、歴史の重ねるときには、その歴史の始まりが必ずあるというふうに思っています。

これからまだまだ、御嵩町も行政も議会もとどまるところなく改革がされていくかと思えますけれども、精神としては今でも情報公開が基本であります。説明責任が御嵩町の町政の基本であります。その点を議員の皆さんと行政と手を携えてしっかりと守っていきたいというふうに思っております。

来月に入りますと、議員の皆さんと東京のほうでお世話になった国会議員の皆さんに、お礼参りということが一緒にやれるということですので、楽しみにしておりますけれども、研修も議員の皆さんはあるようですので、ぜひいろんなところからいろんな情報を得て、御嵩町に生かせるものは生かしていただけたら幸いに思います。

きょうは、本当にこの長期的な長丁場となりました定例会、御苦労さまでございました。季節の変わり目です。健康に気をつけられまして、10月一緒に上京したいと思います。ありがとうございました。

---

## 閉会の宣告

議長（加藤保郎君）

これもちまして平成26年御嵩町議会第3回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時37分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員